

このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ・特集..... 自己理解を深めるVol.5
- ・支援情報..... 新しい貸付金制度が始まります
- ・10月の予定 ..... 定期法律相談
- ・編集後記..... 養育費不払い解消策

■ 特 集

これまで、自己理解を深めていく視点として、アピールポイント1,2,3と、様々な観点から振り返り整理していききましたが、「あなたらしさ」や「あなたの強み」がみえてきましたか？

今回は、これまで整理してきた中でみえてきた「自分らしさ」や、ご自身の知識・経験・技術を、どのような仕事に活かしていけるかという視点から、考えていきましょう。

◆「自分らしさ」や、これまで身につけてきた知識・経験・技術を活用し、やれそうな仕事は何ですか？

○仕事名 ○選んだ理由 ○活かせるポイント

やりたいことを含め、できるだけたくさん挙げてみましょう！

就職活動を行っていく中で、これまで経験のある業種・職種の仕事を探すことに加え、未経験の業種・職種の仕事をどれだけ選択肢に加えることができるかで、出会える企業の数が変わってきます。

「私にはこれしかできないだろう・・・」  
「未経験のことは自信がない・・・」  
と思いつまらず、仕事選択の幅を広げていくことも大きな一歩です。「あなたらしさ」を活かせる新たな場所への出会いが待っているかもしれません。

■ 支援情報

○新しい貸付金制度が始まります！  
(平成28年9月26日から受付開始)

◆長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金  
(※メールマガジン22号の支援情報に掲載)  
を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付。取得した資格を活かして就職し、県内で5年間継続して就労した場合には貸付金の返還免除となる制度です。

【貸付額】  
○養成機関への入学時に、入学準備金として50万円以内を貸付。  
○養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円以内を貸与。  
※無利子(保証人がいない場合には有利子)

【返還免除】  
貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして長崎県内で就職し、原則として5年間継続してその職に従事した

ときは、貸付金の返還を免除。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

[http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/section/jinzai/jigyoh28\\_hitorioya/index.html](http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/section/jinzai/jigyoh28_hitorioya/index.html)

■ 10月の予定

◎ 「YELLながさき定期法律相談」

10月19日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も  
行っております。まずはご相談ください<(\_ \_)>

■ 編集後記

◆養育費不払い解消策

離婚後に取り決めた養育費の不払いが横行していることから、  
法務省は、裁判所が債務者の財産を差し押さえる「強制執行」  
について定めた民事執行法を改正する検討に入りました。

支払い義務があるのに養育費を払わない債務者の預金口座の有無  
を裁判所が金融機関に照会できる制度を設ける方針です。  
現行制度では、支払いを受ける権利のある債権者が、自力で金融  
機関の支店名まで特定する必要があり、相手との接点が少ない  
場合や犯罪被害者などは特定が難しく、大きな負担となっていま  
した。新制度では、債務者の口座がある支店が特定できれば、  
裁判所に差し押さえを申し立てできるようになり、強制的に  
養育費を回収できるようになります。

日本では、養育費は家族内の問題という認識が強く、他国に比べ  
行政の関わりは遅れているのが現状です。離婚後の母子家庭で  
養育費を受けている割合は2割程度と低迷しています。  
こどもの権利を守り、ひとり親家庭の安定した生活の実現のため  
に支払いを確保する制度づくりが望まれます。

エール長崎では、養育費についての相談も受付けています。  
弁護士への直接的な相談が可能ですので、ひとりで悩まず、まず  
はお気軽にお問い合わせください。

最後まで読んでいただきありがとうございました<(\_ \_)>

////////////////////

@エールながさきのメールマガジン

発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）

※ご意見ご感想はこちらまで

[yell@nagasaki-shi-boshikai.jp](mailto:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp)

@YELLながさき通信

毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。

ご購入希望の方はご連絡ください。

また、ホームページからも読む事が出来ます。

[http://www.yell-nagasaki.jp/yell\\_tuushin](http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin)

@フェイスブックページでも情報発信しています。

あわせてご覧ください<(\_ \_)>

<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@応募書類作成支援

エールながさきでは、職務経歴書の書き方からパソコンでの作成  
・印刷までサポートしています。何か不安な事、分からない事が  
ありましたら、ぜひご相談ください。

また、メールでの添削・アドバイス等もしております。

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、  
下記アドレスまでメールを送信ください<(\_ \_)>

